

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月28日（月）午前9時00分から10時13分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (26人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 8 番委員 |
| 3 番委員 | 9 番委員 |
| 4 番委員 | 10 番委員 |
| 5 番委員 | 11 番委員 |
| 6 番委員 | 12 番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | |

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時

事務局 長	おはようございます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について のうち、整理番号12番につきましては、9番推進委員が申請代理人であり 利害関係人となりますので、総会途中での退席をお願いいたします。 退席と入室は議長より指示がございますのでよろしくお願いいたしま す。 只今より、令和7年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を 正してください。一同礼。 本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたしま す。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆様おはようございます。 皆さんおはようございます。なかなか天気も不安定で、お仕事のほうも 色々大変かと思います。また、今日より晴れ間が続き、利用状況調査中 であるかと思いますが暑い日が続きますので、熱中症には十分気を付けて調 査をしていただきたいと思います。 本日の議事録署名委員を指名いたします。10番農業委員と11番農業委 員をお願いいたします。 皆様をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。 ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議 長	事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規 定による通知」についての報告を求めます。
事 務 局	報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の 1ページから2ページで合意解約が4件（農地法解約1件、基盤法解約3 件）です。以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいた します。質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）

議 長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
	————— 議案第 1 号 —————
議 長	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。 7 ページの総括表をご覧ください。期間は 10 年で面積は 72,780 m²で利用権を設定する者の数が 20 人、設定を受ける者の数は 12 人です。土地の詳細につきましては、資料 3 ページから 6 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議 長	なしということですので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局から、報告のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	賛成多数。よって議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。
	————— 議案第 2 号 —————
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。農地所有適格法人について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番の譲受人である農地所有適格法人 株式会社 F についてご説明いたします。 法人形態は株式会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たし

		ております。 事業は、農産物の生産及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。 事業に従事する構成員の年間労働日数は約 250 日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表取締役を含む役員 2 名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。 経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。 以上です。
議 長		整理番号1番から11番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 1 番について、去る 7 月 23 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。 申請人 TYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 52 歳です。 譲渡人 KKさんは、姶良郡湧水町北方に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字宮前 2932 番 1 ほか 1 筆で、地目は田で地積は 2 筆で 1,026 m²で所有権移転売買です。農業従事者は 1 名で通作距離は 500m以内で、現地はよく管理されている農地で、現在水稻が植えられていました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 2 番について、去る 7 月 24 日に現地調査を行いましたので、9 番委員が報告いたします。 申請人 IYさんは、伊佐市大口曾木に居住予定で、年齢は 32 歳です。 渡し人 MEさんは、姶良郡湧水町木場に居住される市外住民で、年齢は 49 歳です。

		申請地は、伊佐市大口曾木字大迫 1718 番 1 で、地目は畑、地積は 215 m²で所有権移転売買です。農業従事者は 1 名で通作距離はほぼ 0 m、現在は不耕作地となっております。農地付き空き家バンクで住宅と農地を取得されるもので、営農計画によればキッチンカーでおむすび屋の移動販売をされ、その用の食材を生産されるということです。経営意欲はあり、農機具等はこれから必要に応じて準備するということです。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。
議 長		整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 3 番について、去る 7 月 23 日に現地調査を行いました。 申請人 株式会社 F は、伊佐市菱刈南浦に事務所がある農地所有適格法人です。 渡し人 I M さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 88 歳です。 申請地は 2 筆ありまして、伊佐市菱刈南浦字岩坪 2407 番 1 の田で地積は 2,469 m²で、もう一つは菱刈南浦字七代 2491 番 3 の同じく田で、地積は 1,407 m²であります。所有権移転売買です。株式会社 F さんの農業従事者は 4 名で現地までの通作距離は約 1 km で、現地はよく管理された水田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。
議 長		整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 4 番について、去る 7 月 18 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 T J さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 72 歳です。 譲渡人 A K さんは、愛知県東海市富木島町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字小水流 1752 番 9 で、地目は畑で地積は 249

		m²で、所有権移転売買です。農業従事者は3名で通作距離は約0.2kmで、現地はよく管理されている畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号5番から6番について、2番農業委員の報告を求めまます。
2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番と6番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 OHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は72歳です。 渡し人 ITさんは、大阪府大阪市東成区大今里南に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字藤谷 1588 番 3 で、地目は畑、地積は 171 m²の贈与であります。農業従事者は1名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は耕運機が1台とあとは手作業で野菜を栽培するとの予定です。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、新規就農者営農計画書、その他必要書類が添付してあります。 次に整理番号6番、申請人 HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は87歳です。 渡し人は、整理番号5番と同じ、ITさんです。 申請地は、伊佐市大口牛尾字渡瀬口 1456 番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で3,028 m²の売買であります。農業従事者は5名で通作距離は約0.5kmで、現地はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号7番から8番について、5番農業委員の報告を求めまます。
5 番		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理

農 業 委 員	番号7番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は64歳です。 渡し人 SYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は79歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字富塚842番で、地目は畑、地積は580㎡で、売買であります。農業従事者は2名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 次に、整理番号8番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は64歳です。 渡し人 NNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は92歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字富塚855番で、地目は畑、地積は870㎡で、売買であります。農業従事者は2名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
議 長	整理番号9番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号9番について、去る7月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。 申請人 YTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は60歳です。 譲渡人 YSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は96歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3131番1他5筆で、地目は全て田、面積は合計10,230㎡で、現況はよく管理された田で、調査区域には稲が青々としていました。菱刈中学校の周囲0.3から1kmの範囲にあり、所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で通作距離は2.2km程で、経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

		委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号10 番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1	1 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号10 番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 MAさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は82歳です。 渡し人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は46歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川南字小古川2202番1で、地目は田、地積は2,056㎡で、売買であります。受け人の経営面積は12,322㎡です。農業従事者は1名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理された水田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号11 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1	2 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号11 番について、去る7月19日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 IMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は75歳です。 渡し人 HYさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は96歳です。 申請地は、伊佐市大口字松尾山2433番22で、地目は畑、面積は215㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は2名で通作距離は約1kmで、現地はよく管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から 11 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から 11 番については許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 12 番について、7番農業委員の調査報告を求める前に、この議案は9番推進委員が申請代理人であり利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。 関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、9番推進委員の退席をお願いします。 (9番推進委員退席)
議	長	整理番号 12 番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 12 番について、去る 7 月 18 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 OKさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は 61 歳です。 渡し人 HYさんは、熊本県天草市有明町楠甫に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口鳥巣字豆付 1445 番 3 他 1 筆で、地目は畑、面積は 2 筆合計 774 m²で、売買であります。農業従事者は 1 名で通作距離は約 2 k mで、現地は不耕作地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 12 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 12 番については許可が決定いたしました。ここで、9 番推進委員の入室をお願いします。
		(9 番推進委員着席)
議	長	9 番推進委員、整理番号 12 番については許可が決定いたしました。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 12 件について、12 件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第 3 号 —————
議	長	議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号 1 番について 4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号 1 番について、去る 7 月 23 日、申請人 NN さん立会いのもと、1 番委員と事務局の N 氏、4 番農業委員の 3 名で共同調査を行いましたので、4 番が報告します。 この議案は市長から、農用地区域内の農用地除外変更申し出に伴う、農業委員会の意見書を求められたもので、申請人は伊佐市菱刈下手にお住まいの、NN さん 61 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字風呂之元 3325 番 1 で、地目は田、地積は 1,602 m²であります。現況は湿田で、農地としての利用が困難で、鳥獣の被害が多く耕作できない状態であります。また、耕作してもらうような担い手や、後継者もいないため、今後は山林として管理していきたいとのことです。所在地は、菱刈庁舎から北西約 2km にあり、北・東・西は山林、南は遊休状態の田であります。3 人の調査員の意見としまして、周囲の農地への影響もなく、やむを得ないものと判断しました。添付書類として、市長の依頼文書、農用地利用計画変更申出書の写し、現地の写真などが添えてあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、

		私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番については意見決定いたしました。整理番号 2 番について 10 番農業委員の報告を求めます。
10 番 農 業 委 員		議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定のうち、整理番号 2 番について、去る 7 月 23 日、申請人の、NT さんの件について、11 番推進委員、12 番推進委員、10 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、わたくし 10 番委員が報告します。 申請人は伊佐市菱刈南浦にお住まいの、NT さん 90 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸 2027 番 1 で、地目は畑、地積は 1,351 m ² であります。本城小学校から約 4 km に位置し、周囲の状況は東側は林、西側は道路、南側は非農地、北側は林であり、除外後は植林をする計画であります。なお、詳しくは資料の 11 ページの 2 番のところにあります。この件は 4 月に 4 条申請があったところです。この申請は具体的な計画があり、周囲は農用地の集団化、農作業の効率化に影響はございませんでした、また、申請地を除外することで、担い手への集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図、農地利用計画変更申請書等が添付されております。以上のことから 3 名の委員で協議した結果、除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号 2 番については意見決定いたしました。 整理番号 3 番について 3 番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号 3 番について、去る 7 月 23 日、申請人の I E さん、の件について、14 番・15 番推進委員、わたくし 3 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、3 番委員が報告します。 申請人は伊佐市菱刈南浦にお住まいの、I E さん、年齢は 68 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江 1289 番で、地目は田で、地積は 1,492 m ² です。現地は南永小学校から西側に約 1 km にあり、周囲の状況は東・西・南側が山林に囲まれ、北側は用水路を隔てて田で、除外後は植林をする計画であります。現地は山に囲まれている状況もあって、鳥獣害被害が大きく、また、長年耕作されていない状況でありまして、周囲は農用地以外で 2 辺以上が接続しております。農用地の集団化、農作業等の効率化には影響は無いと思われます。申請地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要な書類は添付してあります。以上のことから 3 名の委員で協議した結果、除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号 3 番については意見決定いたしました。 整理番号 4 番について 3 番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		整理番号 4 番について、同じく 7 月 23 日に 14 番・15 番推進委員、3 番委員の 3 名で共同調査を行いました。 現地は 4 月に 4 条申請が出され、許可がでたところです。申請人は伊佐市菱刈南浦にお住まいの、I Y さんで、年齢は 85 歳です。

		申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野 1362 番 1 で、地目は田、地積は 569 m²です。現地は南永小学校から西側に 1.5km 程にあり、周囲の状況は東側は山林、西側は農道、南側が河川、北側が山林であります。除外後は植林をしていく計画であります。この申請は具体的な計画がありまして、周囲は農用地外で 2 辺以上接続しております。農用地の集団化、農作業等の効率化には影響は無いと思われます。申請地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼす状況も無いと思われます。添付書類として全部事項証明書、位置図ほか必要な書類は添付してあります。以上のことから 3 名の委員で協議した結果、除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 4 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 4 番については意見決定いたしました。整理番号 5 番について 11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号 5 番について、去る 7 月 23 日、申請人の、HMさんの代理人 T 行政書士立ち合いのもと、8 番推進委員、3 番推進委員、11 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、わたくし 11 番委員が報告します。 申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいの、HMさん 72 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ 1584 番で、地目は田、地積は 765 m²であります。本城小学校から約 4 km に位置し、周囲の状況は東側は山林、西側は田、南側は宅地、北側は田であり、除外後は資材置き場を計画しております。この申請は具体的な計画があり、周囲は農用地外が 2 辺以上接続しており、農地の集団化、農作業の効率化に影響はありませんでした、申請地を除外することで、担い手への集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。除外後の申請地は第 1 種農地の不許可の例外に該当すると思われ、転用可能と思われます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから 3 名

		の委員で協議した結果、除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数。よって整理番号5番については意見決定いたしました。整理番号6番について2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号6番について、去る7月23日、申請人の代理人S行政書士の立ち合いのもと、12番委員、2番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番が報告します。 申請人は伊佐市大口大田にお住まいの、KFさん85歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字ツツジ山2070番、地目は畑、地積は1,108㎡であります。MGM大口店から北東側に800m程に位置し、現況はよく管理された農地です。周囲の状況は、北側は雑種地、東側、西側、南側は畑で、除外後、太陽光発電施設の整備を計画しております。この申請は具体的な転用計画があり、周囲は東側西側南側は農地ですが、除外することで周辺農地に影響は少なく、農地の集団化、農作業の効率化に影響は無いものと思われます。以上のような理由により除外は妥当であると判断いたしました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、その他必要書類が添付されております。調査の結果3名の委員で協議した結果、除外は適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号6番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
事務局		賛成多数。よって整理番号6番については意見決定いたしました。 整理番号7番について1番農業委員の報告を求めます。
1番 農業委員		議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定のうち、整理番号7番について、去る7月23日、太陽光建設事業者の株式会社N施工事業部のKさん立ち合いのもと、4番農業委員、私1番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、1番委員が報告します。なお、都合で欠席した3番推進委員の代わりに事務局よりNさんが立ち会っています。 申請者は愛知県名古屋市中村区にお住まいの、OSさんで、年齢は59歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5136番1と5135番1で、面積は2筆合計で1,363㎡で地目は畑です。現況は草丈1m以上の草が茂った草藪で耕作はありません。菱刈庁舎から北西約1.2kmに位置し、東側、西側、北側は同じくらいの草藪、南側は道路を挟んで畑で幾種類かの野菜がありました。農振除外は株式会社Nに太陽光発電施設建設で具体的な計画があります。代替地も2～3か所検討しましたが、日照量や安全性の確保に問題があり、当該地に決定したとのこと。また、周囲には多くの太陽光発電施設が設置されています。当該用地は農用地の外周部に接しており、用途区分を変更しても周辺の影響はないと思われます。申請地を除外することで、農地の集団化、農作業の効率化、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。除外後の申請地は第2種農地、その他の農地になると思われますので、事業所より5条申請が行われる予定です。添付書類として、農用地利用計画の変更申出書、土地の全部事項証明書、作成図、地籍図等が添付されております。調査の結果この申請について2名の委員で協議した結果、農業振興地域からの除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号7番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号7番については意見決定いたしました。 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数7件について7件が意見決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定ならびに許可についてのうち、整理番号1番について、去る7月23日、9番農業委員と、10番推進委員と私5番農業委員と、申請者YYさんの代理人A行政書士立会いのもと共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 YYさんは、鹿児島市原良に居住し、年齢は64歳、市外住民であります。 申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字小ヶ倉1190番377で、地目は畑、地積は5,120㎡です。農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は牛舎建設であります。申請地の所在地は曾木の滝公園から西へ約4kmに位置しており、南側、東側は牛舎、北側山林、西側は原野であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、申請書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理誓約書、転用に関する誓約書、畜産環境保全に関する意見書、始末書、委任状が提出されております。調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る7月23日、申請人の代理人NS氏立会いのもと、5番委員、9番推進委員、私9番委員の3名で共同調査をしましたので、9番委員が報告いたします。

譲受人は、京都府京都市伏見区のK株式会社、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口針持のIYさんです。

本申請は所有権移転、地上権設定で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は伊佐市大口針持字轡口2979番22、地目は畑、地積は940㎡で、所在地はM産業より北へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側は宅地、西側は山林であり、周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告をおわります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

		整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る7月23日、申請人のHHさん立会いのもと、1番推進委員、6番推進委員、私7番委員の3名で共同調査をしましたので、私7番が報告いたします。 譲受人は、福岡県大川市大字大橋の株式会社M不動産、一般法人であります。 譲渡人は、伊佐市大口金波田にお住まいのHHさん75歳です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は庭地です。申請地は伊佐市大口下殿字吹田662番23、地目は畑、地積は15㎡であり、所在地は羽月保育園から北西に480mに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側は宅地、西は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書が添付してあります。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数、整理番号2番は決定いたしました。 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定しました。
		————— 議案第6号 —————
議 長		議案第6号「非農地証明願」について、整理番号1番、12番農業委員お願いします。
1 2 番		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につしまし

農 業 委 員	て、去る7月23日、2番委員、2番推進委員、私12番委員の3名で共同調査を行いましたので、12番委員が報告いたします。 申請人は鹿児島市薬師に居住するTMさん外4名で、市外住民です。 申請地は伊佐市大口目丸字吉原170番7、地目は田で地積が13㎡であります。申請地の所在地は伊佐市大口庁舎から南に1.3kmに位置しており、セブンイレブン伊佐大口目丸店の駐車場の一部に三角地として残っております。資料26ページにありますように、周囲は宅地と公衆用道路であり、非農地となった日及び理由としまして、昭和62年11月頃公衆用道路として売却し、その売却残余地となったとのことで、調査の結果、既に農地性を喪失していて農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。整理番号2番について10番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員	議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして、去る7月23日申請人YAさんの件について、11番推進委員、12番推進委員と、私10番委員の3名で共同調査を行いましたので、11番委員が報告いたします。 申請人は伊佐市菱刈荒田に居住するYAさんです。 申請地は伊佐市菱刈荒田字青木元2743番1、地目は田、現況は宅地、地積が227㎡であります。申請地の所在地はH郵便局から南に約2kmに位置しており、南側は水田、東側は宅地、北側は道路、西側は水田であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、今は亡き父であるYMさんが昭和53年頃、自己住宅を建築し現在に至っているとのことでした。なお、当時の持ち主は亡きYMさんです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員が判断しまし

		た。添付書類として、土地の全部事項証明、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の質疑はございませんでしょうか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数、整理番号 2 番は処分決定いたしました。 整理番号 3 番について 6 番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	議案第 6 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 3 番につきまして、去る 7 月 23 日、1 番農業委員、1 番推進委員、私 6 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、6 番委員が報告いたします。 申請人は熊本県熊本市東区に居住する N S さんです。 申請地は伊佐市大口原田字先陣 2345 番 1、地目は畑、地積が 280 m ² あります。申請地の所在地は伊佐市役所大口庁舎から南へ 1.8km に位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側は畑、西側は田であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和 49 年から昭和 58 年にかけて自宅の増築をしたとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の質疑はございませんでしょうか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）

議 長	賛成多数、整理番 3 番は処分決定いたしました。 議案第 6 号「非農地証明願」については、3 件の申請のうち 3 件の非農地証明願が決定いたしました。 —————その他 —————
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。7 月の月例報告を致します。4 日（金）7 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。23 日（水）現地調査を一斉に行いました。本日 28 日（月）第 5 回農業委員会総会です。 8 月の行事予定ですが、5 日（火）8 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、22 日（金）が現地調査予定。28 日（木）が第 6 回農業委員会総会です。 月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和 7 年度第 5 回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前 1 0 時 1 3 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 0 番

伊佐市農業委員 1 1 番